

千葉県自転車条例

平成29年4月1日に「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されます。
自転車は車両です。交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう。

ルールとマナー

- 道路交通法を守りましょう
- スマホや傘差しなど危険な「ながら運転」はやめましょう
- 夕方からライトを点灯しましょう
- 歩行者に配慮しましょう

ヘルメット着用

- 子ども(高校生以下)と高齢者はヘルメットをかぶりましょう

点検・整備

- タイヤの空気圧やブレーキの効きなどの点検をしましょう



反射器材

- 自転車の側面にも反射器材をつけましょう



自転車保険

- 万が一の加害事故に備え、自転車保険に加入しましょう
- まずは、加入している保険の内容を確認しましょう

ご家庭や職場、学校などで、改めて自転車のルールやマナーを確認し合いましょう。

詳しくは、千葉県ホームページをご覧ください。

千葉県自転車条例

検索



千葉県・千葉県交通安全対策推進委員会

平成28年12月作成

事故を起こしてしまったときに備えて 自転車保険(賠償責任保険)に入りましょう

あなたと被害者を守ります

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成29年4月施行)」により、自転車利用者は、自転車事故の賠償に備えた保険の加入に努めることとされています。

自転車が加害者になる事故が発生しています

賠償額

9,521万円

小学生が夜間自転車で坂道を下っていたところ、歩行中の女性に正面衝突。女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態となった。



自転車保険(賠償責任保険)の種類と補償の対象

自転車乗車中に他の人にケガをさせた場合などに補償される保険の種類は次のとおりです。以下はあくまで一例です。保険の種類や契約内容によって補償の対象が異なる場合がありますので、保険証券や加入者証、保険会社のホームページなどで契約内容をご確認ください。

種類・名称	補償の対象 (加害事故の場合)	事故の相手		自分
		生命 からだ	財産	
個人賠償責任保険	◆自動車の任意保険 ◆傷害保険 ◆火災保険 ◆会社等の団体保険 ◆クレジットカードに付帯した保険	個人賠償責任 補償特約あり※	○	○
	PTAや学校が窓口の保険 小・中学生総合補償制度、高校生総合補償制度 全国高P連賠償責任補償制度 等	特約なし	×	△
	自転車向け保険		○	○
	TSマーク 付帯保険		○	○

※特約の名称は、保険会社により異なる場合があります。

個人賠償責任保険

他の人にケガをせたり、他の人のモノを壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償額が補償される保険です。自動車の任意保険や火災保険、傷害保険などに「個人賠償責任補償特約」を追加することで、自転車事故による賠償責任に備えることができます。

※業務で自転車を使用中に起こした事故は「個人賠償責任保険」では補償されません。事業主が事業者用の賠償責任保険に加入する必要があります。

TSマーク 付帯保険

自転車安全整備店で購入または点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」に付いている保険です。個人賠償責任保険と異なり、自転車そのものに保険が掛けられているのでTSマークが貼られた自転車で起こしてしまった事故について補償されます。保険期間は1年間です。再度、点検整備を受けると保険期間を更新することができます。



千葉県・千葉県交通安全対策推進委員会

自転車保険(賠償責任保険)の加入に関するチェックシート

～万が一の加害事故に備えて、ご家族でご確認ください～



ここから
スタート!

次のいずれかの保険に加入している

- ◆ PTAや学校が窓口の保険
小・中学生総合補償制度、
高校生総合補償制度
全国高P連賠償責任補償制度 等

- ◆自動車の任意保険
- ◆傷害保険
- ◆会社等の団体保険
- ◆クレジットカードの保険
- ◆火災保険
- ◆共済

いいえ
(わからない)

はい

はい

保険の内容を確認してください

個人賠償責任補償特約※が付いている

※名称は保険会社によって異なる場合があります。

いいえ
(わからない)

はい

自転車の加害事故による損害賠償に
対応しています

※契約内容によって自転車事故が補償の対象になっていない可能性もあります。もう一度、ご自分の契約内容(補償内容・保険期間・被保険者の範囲)をご確認ください。

特約の追加で
対応できます



はい



はい

自転車向けの保険に加入している

いいえ
(わからない)

TSマークに記入された
点検日からの経過期間が
1年以内

いいえ
(わからない)

※点検日



使用している自転車に
「TSマーク」が貼ってある

いいえ
(わからない)



自転車の加害事故による損害賠償に
対応していない可能性が高いです！

- もう一度、保険証券や加入者証などで契約内容を確認してください。
- 自転車の加害事故による損害賠償に対応していないようであれば自動車の任意保険や傷害保険等への特約の追加、自転車向けの保険の加入、TSマークの付帯保険をお勧めします。